

一般職の職員の旅費に関する条例その他関連条例の改正について
(議案第 5 号、第 6 号及び第 8 号資料)

1 改正の目的

社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う。

2 改正条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）

- (1) 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（議案第 5 号）
- (2) 武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（議案第 6 号）
（以下「特別職条例」という。）
- (3) 武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（議案第 8 号）（以下「一般職条例」という。）

3 主要な改正項目

(1) 「宿泊費」（実費支給）の上限額引き上げ（特別職条例 第 16 条、一般職条例 第 15 条）

国内旅行における宿泊費（実費支給）の上限額を引き上げる（国内一律）。

【改正前】 宿泊料

区分	上限額 (1 夜当たり)
特別職	16,500 円
一般職	13,500 円

【改正後】 宿泊費

区分	上限額 (1 夜当たり)
特別職	<u>22,000 円</u>
一般職	<u>19,000 円</u>

※外国旅行については国家公務員等の旅費に関する法律施行令と同額を支給（改正前と変更なし）

(2) 「日当」「食事料」の廃止及び「宿泊手当」の新設（一般職条例 第 17 条）

【改正前】

国内旅行中の昼食費及び雑費に充てる費用として「日当」を支給する（路程 30km 未満かつ宿泊を要しない場合は対象外）。また、宿泊料に食事（夕朝食）が含まれない場合に定額の「食事料」を支給する。

区分	日当※	食事料
	1日当たりの定額支給	1夜当たりの定額支給
特別職	3,500円	2,500円
3級以下 (課長補佐級以下)	2,000円	1,500円
4級以上 (部課長級)	2,400円	2,000円

※日当は路程30km以上の宿泊を伴う場合の金額

【改正後】

「日当」及び「食事料」を廃止し、国内旅行における宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代を含む）に充てるための費用として「宿泊手当」を支給する。

区分	宿泊手当
	1夜当たりの定額支給
特別職・一般職	<u>2,400円</u>

※夕食又は朝食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、定額の3分の2。

※夕食及び朝食に係る費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、定額の3分の1。

※外国旅行については国家公務員等の旅費に関する法律施行令と同額を支給（改正前と変更なし）

4 その他の主な改正項目（新たに規定する項目）

(1) 包括宿泊費（一般職条例 第16条）

パック旅行を利用する場合の旅費支給について新たに規定する。交通費及び宿泊費上限額の合計額の範囲内において実費支給とする。

(2) 家族移転費（一般職条例 第20条）

赴任に伴う家族の移転に要する費用（職員に支給する額を上限）の支給について新たに規定する。

(3) 死亡手当（一般職条例 第22条）

職員又は配偶者等の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用の支給について新たに規定する。